

被保険者 各位

公文健康保健組合
理事長 武田 忠昌

令和8年度「健康保険料率、介護保険料率、子ども・子育て支援金料率」のお知らせ

令和8年2月16日開催の第90回組合会にて、令和8年度の健康保険料率、介護保険料率の改定、ならびに子ども・子育て支援金料率の設定について承認されました。

健康保険組合の財政につきましては、ここ数年来、単年度の収入でその年の支出が賄えない赤字の状態が続いており、その状況については令和7年6月11日付の連絡書「公文健康保険組合の財政状況と今後の健康保険料率改定について」を発信し、動画も配信してご説明いたしました。これらの状況を踏まえたうえで、令和12年度時点も当組合の総資産が12億円を保持し続けることを前提として、今後の収支予測を立てたところ、令和8年度は健康保険料率の改定が必要と思案し、第90回組合会にてご提案したところご承認をいただきました。それでもなお不足する収入については、健保組合の「貯金」にあたる「積立金」を適宜取り崩して補うことで、令和8年度の予算を組むことができました。

また、介護保険につきましては、対象となる40歳以上65歳未満の加入者が増加しているため納付金額も年々増加しておりますが、これまでの繰越金が納付金額1年分に迫る金額まで増えているため、事業主と被保険者のみなさまのご負担を少しでも減らすために、介護保険料率は引き下げをご提案し、ご承認をいただきました。

今後も増額が予想される「医療給付金」と「高齢者医療制度等への納付金・支援金等」により、健康保険組合の財政は益々厳しくなると考えられますが、収支状況を考慮したうえで、バランスの取れた組合運営に努めてまいりたいと存じますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

記

(1) 健康保険料（改定）94/1000を事業主と被保険者で折半負担いただきます。

<健康保険料率>	令和7年度	令和8年度
事業主	45.00/1000	47.00/1000
被保険者	45.00/1000	47.00/1000
合計	90.00/1000	94.00/1000

(2) 介護保険料（改定）18/1000を事業主と被保険者で折半負担いただきます。

<介護保険料率>	令和7年度	令和8年度
事業主	9.50/1000	9.00/1000
被保険者	9.50/1000	9.00/1000
合計	19.00/1000	18.00/1000

令和8年度からスタートする「子ども・子育て支援金制度」とは、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を、全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みです。

令和8年4月保険料（5月給与にて天引き分）より一般保険料や介護保険料とあわせて、新たに「子ども・子育て支援金」を徴収することとなります。

子ども・子育て支援金の徴収は、国からの要請であり法令事項です。子ども・子育て支援法において、「少子化対策を本格化するための様々な施策（加速化プラン）」に必要となる費用に充てるため、国は、健保組合などの医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収することとし、医療保険者は、納付金を納付する義務を負うことが定められました。また、納付金に充てる子ども・子育て支援金については、健康保険法において保険料と位置づけられたため、健保組合は、これまでの保険料と同様に被保険者及び事業主から徴収しなければなりません。

ただし、法律上保険料と規定されても、健保組合が加入者のために行う保険給付や保健事業に充てることは出来ないため、あくまで国の代わりに徴収し、納付するだけとなります。

子ども・子育て支援納付金の令和8年度から令和10年度までの総額の目安は、令和8年度は約6千億円、令和9年度は約8千億円、令和10年度は約1兆円とされ、健保連の試算では、支援金率は0.3%程度からスタートし、令和10年度には0.4%程度に段階的に上がる見込みです。ただし、国が令和10年度を最大規模と決めているため、これ以降増え続けることはありません。

なお、健保組合が行う支援金の徴収は、代行徴収的な位置づけのため、協会けんぽや健保組合等の被用者保険のあいだで支援金率の格差が生じることのないよう、国が一律の率を示し、原則その率で健保組合は徴収することになります※。

また、被保険者に係る支援金額は、各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額に子ども・子育て支援金率を乗じて得た額となります。

※子ども・子育て支援金 2.3/1000 を事業主と被保険者で折半負担いただきます。

<子ども・子育て支援金率>	令和8年度（新設）
事業主	1.15/1000
被保険者	1.15/1000
合計	2.30/1000

以上